

杉並区の防災対策

～杉並区地域防災計画（令和6年（2024年）修正）の概要～

ぐらつ！ その時、
あなたは大丈夫？



令和6年（2024年）6月

杉並区

目 次

1	杉並区の防災対策	1
2	自助、共助の取組	6
◆	地震発生!! そのときどうする	6
◆	今やろう!! 地震の備え	12
◆	今やろう!! 水害の備え	15
◆	風水害時の行動	20
◆	防災マップをつくろう	22
3	公助の取組	25
4	事業所の防災対策	30

1 杉並区の防災対策

防災対策の基本的な考え方

震災の被害を最小限に抑えるためには、自助・共助・公助それぞれの分野で、災害に対応する力を高め、連携し合うことが大切だといわれています。自助・共助・公助とはどのようなことでしょうか？

自助：各家庭で非常食を備える、避難する場所を事前に確認するなど、

「自らの生命は自らが守る」という考え方

共助：災害時に支援を必要とする方の避難に協力するなど、

「自分たちのまちは自分たちで守る」という考え方

公助：区、消防、警察による支援など、

「行政機関・防災関係機関が連携・協力して、地域の安心・安全を守る」という考え方

自助・共助・公助のバランスがとれていることが、

災害からの被害を最小限に抑えるうえで最も大切なことです。

「自らの生命は
自らが守る」

自助

共助

「自分たちのまちは
自分たちで守る」

「行政機関・防災関係機関が
連携・協力して、地域の
安心・安全を守る」



公助



杉並区の地域防災計画

杉並区地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、杉並区防災会議が作成する計画です。区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として作成しています。



防災対策の目標

区、区民、事業者、防災関係機関は、協力して対策を進め、減災目標の早期達成に努めます。

(1) 震災対策の目標

区の減災目標 首都直下地震による死者0（ゼロ）を目指す

目標1

住宅の倒壊や家具類の転倒による死者を0（ゼロ）にします。

目標2

火災による死者を0（ゼロ）にします。

目標3

災害関連死による死者を0（ゼロ）にします。

(2) 風水害対策の目標

区の減災目標 大規模水害による死者0（ゼロ）を維持する

目標1

人的被害を0（ゼロ）にします。

目標2

物的被害を最小限にとどめます。

目標3

関係機関等との情報連携による2次被害を防止します。

被害想定

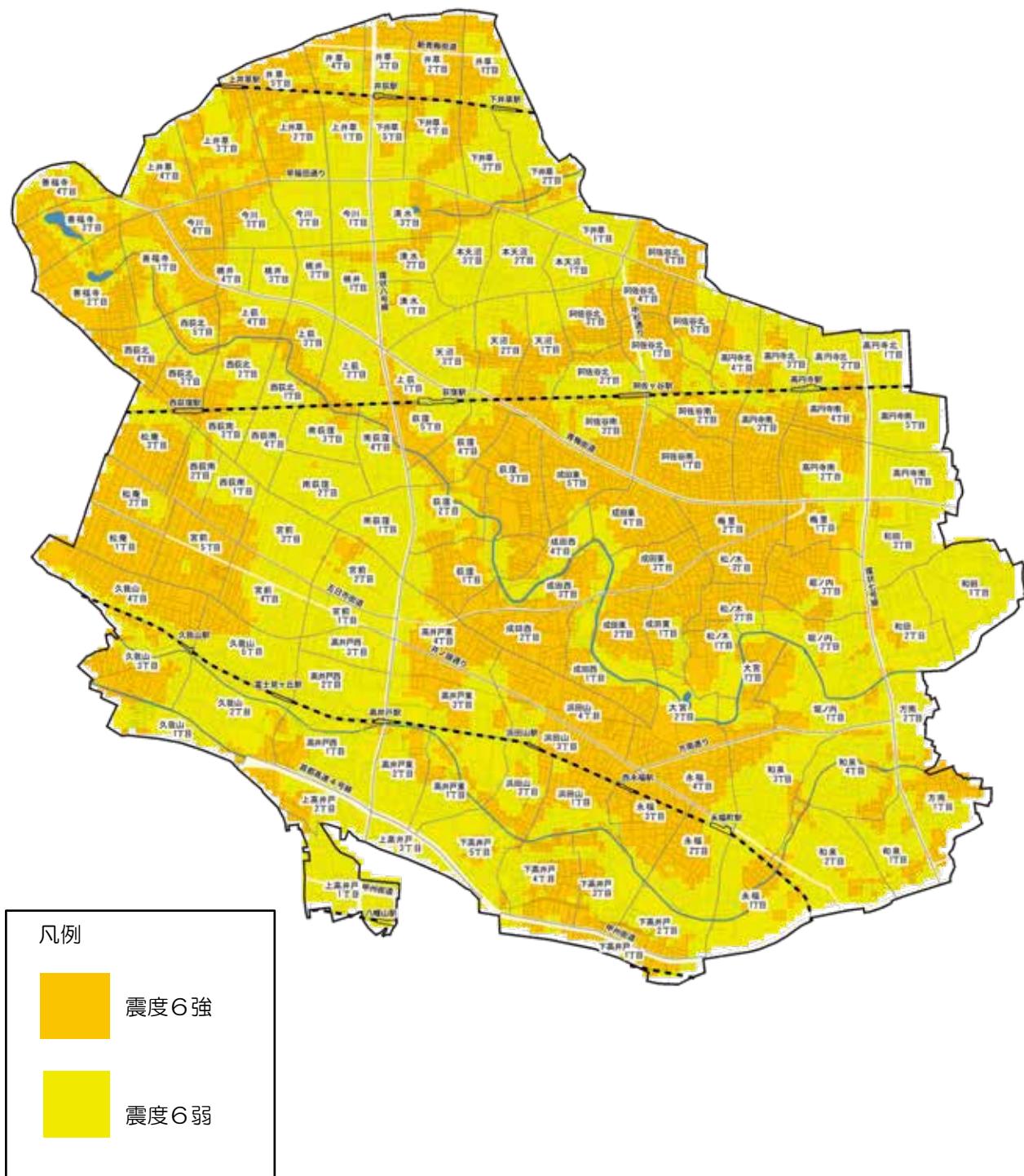
令和4年(2022年)5月に東京都防災会議が発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」のうち、杉並区内での被害が最大となる「多摩東部直下地震」を本計画（震災編）の前提としています。

項目		単位	多摩東部直下地震	多摩東部直下地震	
風速			風速 8m/s	風速 8m/s	
想定シーン			冬・夕方	冬・早朝	
面積		(km ²)	34.1	34.1	
震度別面積率	5強以下	(%)	0	0	
	6弱	(%)	54	54	
	6強	(%)	46	46	
	7	(%)	0	0	
建物棟数	計	(棟)	130,614	130,614	
	木造	(棟)	94,613	94,613	
	非木造	(棟)	36,002	36,002	
原因別建物全壊棟数	計	(棟)	3,233	3,233	
	ゆれ建物被害	(棟)	3,223	3,223	
	液状化	(棟)	10	10	
	急傾斜地崩壊	(棟)	0	0	
原因別建物半壊棟数	計	(棟)	10,676	10,676	
	ゆれ建物被害	(棟)	10,610	10,610	
	液状化	(棟)	66	66	
	急傾斜地崩壊	(棟)	0	0	
火災	出火件数	(件)	27	11	
	焼失 棟数	倒壊建物を含む	(棟)	10,645	4,650
		倒壊建物を含まない	(棟)	10,342	4,518
人的被害	死者	計	(人)	316	323
		ゆれ建物被害	(人)	102	195
		屋内収容物	(人)	5	9
		急傾斜地崩壊	(人)	0	0
		火災	(人)	200	120
		ブロック塀等	(人)	8	0
		屋外落下物	(人)	0	0
負傷者	うち重傷者	計	(人)	3,410	4,138
		ゆれ建物被害	(人)	2,139	3,440
		屋内収容物	(人)	128	193
		急傾斜地崩壊	(人)	0	0
		火災	(人)	863	494
		ブロック塀等	(人)	280	11
		屋外落下物	(人)	1	0
要配慮者死者数		(人)	255	261	
避難者発生数		(人)	122,469	97,183	
避難所避難者数（発災翌日）		(人)	104,098	82,605	
帰宅困難者数		(人)	51,411	—	

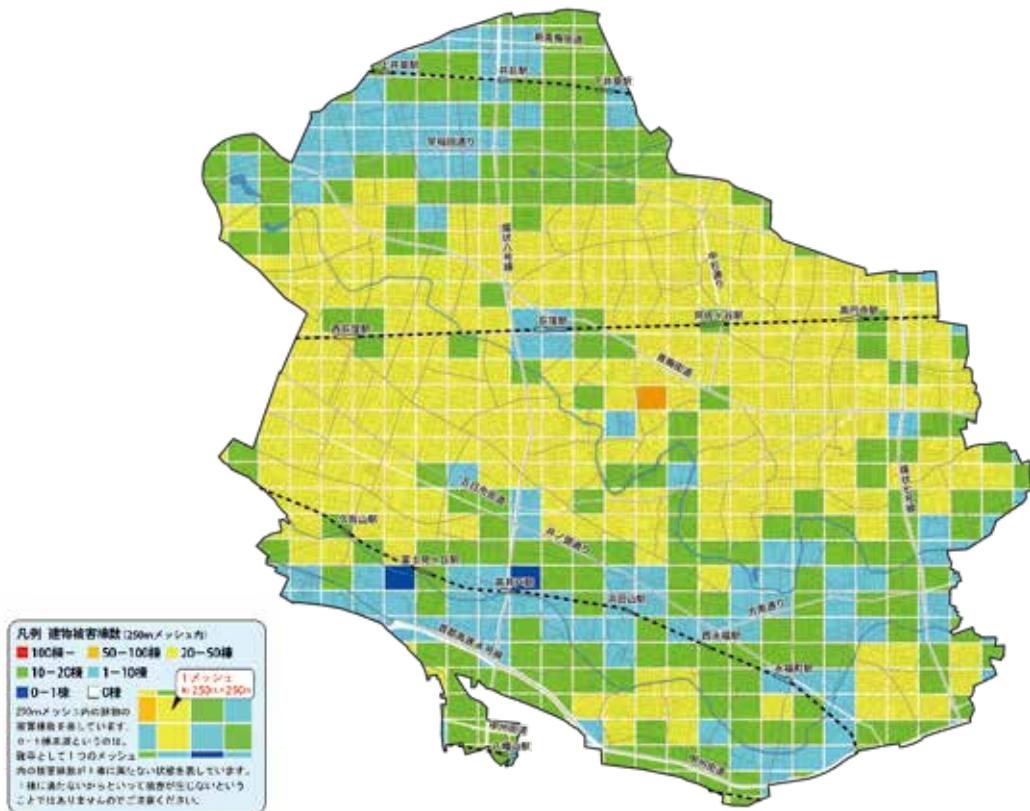
※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがあります。

(1) 区内震度予測図について

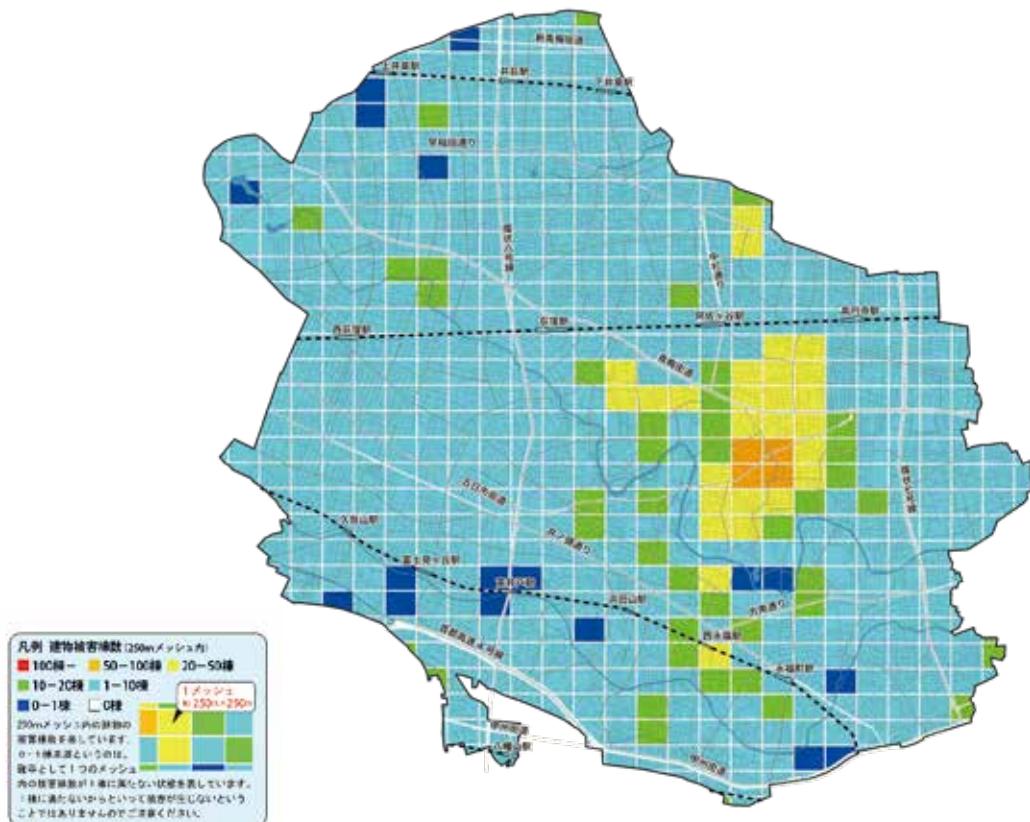
多摩東部直下地震は、多摩地域の東部を震源域とするプレート内地震であり、多摩地域や23区西部に大きな影響を及ぼすおそれのある地震として想定しています。



(2) 焼失棟数分布図【風速8m/s 冬・夕方】



(3) 全壊棟数分布図【風速8m/s 冬・夕方】



◆地震発生！！ そのときどうする

① あわてず行動しましょう

● 地震発生 “その瞬間”

- 最優先で自分の命を守る
揺れを感じたり、緊急地震速報を聞いたりしたときは、物が「落ちてこない・倒れてこない・移動しない」場所に移動し、「安全行動の1・2・3」の行動をとりましょう。
枕や座布団などで頭や身体を守りましょう。

※ 屋外では、瓦やビル看板の落下、ガラス破片の飛散、ブロック塀の倒壊に注意!!

「安全行動の1・2・3」



出典 日本シェイクアウト提唱会議
<http://www.shakeout.jp/>

● 地震 “直後” の行動

- 揺れが収まってから火の始末
ガスコンロなど火を使っているときは、揺れが収まってから、あわてず火の始末をしましょう。
- 出火したら落ち着いて初期消火
- 玄関や部屋のドアを開けるなど、脱出口を確保

揺れが収まってから行動しましょう。

あわてて外に飛び出すと、落下・転倒した物や割れたガラスの破片などでケガをすることがあります!!

● 地震後の行動

- 正確な情報収集、家族の安否確認 [【→ 7ページ参照】](#)
- 適切な避難行動 [【→ 8ページ参照】](#)
- 震災救援所の救援活動への協力 [【→ 9ページ参照】](#)



～みんなで助け合う～

倒れた柱などに挟まれた人、けが人を発見したときは、大きな声で近くにいる人に協力を頼みましょう。自分がケガをする危険があるので、救出活動は一人ではなく複数人で行いましょう。震災救援所には、担架、車いすなどが備蓄されています。



正確な情報収集、家族の安否確認

安全に避難するために、正確な情報を集めましょう。

● 区公式ホームページ、公式X(旧ツイッター)から情報収集

区公式ホームページ



区公式X(旧ツイッター)



● テレビ・ラジオから情報収集

● 防災行政無線から情報収集

区は、防災行政無線から災害情報をお知らせします。

また、防災行政無線で流れた内容を以下の方法で確認できます。

Eメールで確認

防災行政無線の放送内容をEメールで確認できる、「防災・防犯情報メール配信サービス」をぜひ、ご活用ください。



※英語版「災害・防災情報メール配信サービス」も行っています。



電話で確認

防災行政無線の放送内容は、下記から確認できます。

☎ 0120-170-100

(03から始まる一般電話・IP電話：通話料無料)

☎ (03) 5378-8221

(携帯電話など上記以外：通話料がかかります)



また、Eメールの利用が困難な方や視覚に障害のある方は、電話で通報受けることができます。（要申込）

☞ 通報を受けたい電話機から杉並区危機管理室防災課へ電話をすることで申込（登録）できます。

☎ (03) 3312-2111（代表）

● 公開型GIS「すぎナビ」

パソコン・スマートフォンから公開型GIS「すぎナビ」で平常時・災害時で災害に備える情報を収集できます。平常時では各種ハザードマップ等、災害時では避難所の開設状況、河川水位等を確認しましょう。



※災害時の画面イメージです。



公開型GIS
「すぎナビ」



● 災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板等で家族の安否確認

- 災害発生時は電話が繋がりにくくなるため、家族の安否確認をすることが困難になることが予想されます。
- NTTが提供する「災害用伝言ダイヤル 171」や、各携帯電話事業者の提供する「災害用伝言板（web171）」、「災害用音声お届けサービス」、SNSを活用しましょう。

～家族や職場で使用方法を確認しましょう～

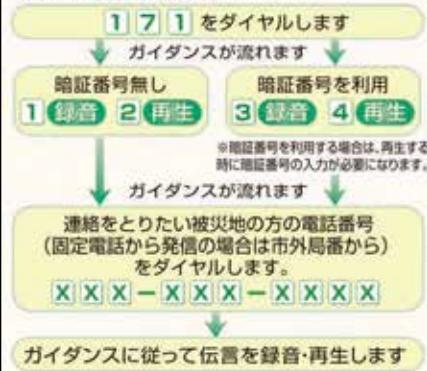
【体験利用日】

- ・ 毎月1日、15日 0:00~24:00
- ・ 正月三が日（1月1日0:00~1月3日24:00）
- ・ 防災週間（8月30日9:00~9月5日17:00）
- ・ 防災とボランティア週間（1月15日9:00~1月21日17:00）

災害用伝言ダイヤル(171) の使用方法

ご利用方法

「171」をダイヤルし、利用ガイドにしたがって伝言の登録・再生を行ってください。伝言の録音・再生は、被災地の方の電話番号を使って行います。また、平常時は使用できません。災害時に使用可能となる場合はテレビやラジオなどで報道されます。



① 適切な避難行動

● 避難が必要な場合とは？

家が無事で、地域に火災の危険がなければ、あわてて避難する必要はありません。

火の手や煙が近くに見えたり、家の倒壊などの危険を感じたりした時は、すぐに避難しましょう。

～避難するときは～

- 1 家が焼けたり、倒壊したりして、自分の家にいられなくなった時は、
近くの震災救援所※1に避難します。
- 2 大規模な火災により自宅や震災救援所に危険が迫った場合には、
近くの広域避難場所※2に避難します。
- 3 自宅の安全が確保され、居住の継続が可能な場合には、自宅で避難生活します。(在宅避難※3)



※1 震災救援所

避難する場所や避難生活を送る場所です。震度5強以上の地震が発生した際などに、区立小中学校等に開設します。また、支援物資の配給や支援に関する情報が集まる拠点となります。

※2 広域避難場所

広域避難場所とは、主に大規模延焼火災が発生した場合に、火の手から身を守るために避難する場所です。主に大きな公園や広場などが広域避難場所として指定されています。

※3 在宅避難

在宅避難とは、発災後、自宅の安全が確保され、居住の継続が可能な場合に自宅で避難生活を送ることです。区では、在宅避難を呼びかけています。様々な避難者が共同生活を送る震災救援所と比べ、住み慣れた家で避難生活を送れるため、プライバシーを確保でき、心身に掛かるストレスを軽減することができます。

☆家の近くの震災救援所、広域避難場所を確認！！（公開型GIS「すぎナビ」で検索）【→ 23ページ参照】

震災救援所

広域避難場所

※事前に家の近くの震災救援所などを記入し、避難経路を確認しておきましょう。

② 避難する場合の注意

- 丈夫な履物を用意し、動きやすい服装に着替えましょう。
- 家を出るときは、電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を締めましょう。
- ペットはケージに収容し、ペットフードを用意するなど必要な準備をして一緒に避難しましょう。避難先では基本的に飼い主の責任でペットの対応をしていただきます。
- 自動車は絶対に使用しないようにしましょう。救援・救護活動の妨げになることがあります。



①震災救援所の救援活動への協力

区立小中学校等に開設する震災救援所は、避難生活を送る場所となります。

また、食料や生活物資などの配布や被災者支援に関する情報の提供が行われる場所になります。

震災救援所で生活する方だけでなく、在宅避難の方（自宅等で生活する方）も震災救援所で物資や情報の提供を受けられます。
※在宅避難の方も震災救援所にて避難者登録（受付）を行います。



震災救援所運営連絡会

平常時から震災救援所の運営管理体制の検討、訓練等を行っています。

区

地域

（防災会・町会・PTA等）

学校

震災救援所

発災時はさまざまな役割を分担して運営します。

庶務・情報連絡

- 災害対策本部との連絡
- 避難者の受け入れ
- 救援所内の連絡調整
- 外来者の対応
- ボランティアの受け入れ等

物資等の配給

- 飲料水、生活用水の給水
- 炊き出しの実施
- 支援物資の調達・配布
- 学校防災倉庫の管理等

救護・支援

- 負傷者の応急手当・搬送
- 避難者の健康管理
- 周辺地域の救助活動の支援
- 災害時要配慮者の支援等

施設管理

- 避難スペースなど施設の利活用
- 施設の防火・治安対策
- 清掃、衛生管理等



YouTube 杉並区公式チャンネル

震災救援所に備蓄している各種防災用品の組み立て方を確認しておきましょう。

資器材の組み立てマニュアルVol.1

- ①簡易トイレ
- ②バルーン投光器
- ③テント（2種）
- ④応急給水セット



資器材の組み立てマニュアルVol.2

- ①ペール缶トイレ
- ②投光器
- ③発電機（2種）
- ④IP無線機



● 震災救援所の運営

大地震が起きたときは、全員が被災者になります。

支援物資・飲料水の配布作業や、避難所の清掃など
震災救援所の運営には、多くの人の協力が必要です。



みんなで協力 >

震災救援所の運営に協力しましょう。

※在宅避難の方も、積極的に協力しましょう。

まずは、震災救援所訓練へ [\[→ 14ページ参照\]](#)

～震災救援所では、女性や要配慮者、子供に配慮しよう～

- ☆ 生活スペース、更衣室、トイレ、物干し場、授乳室等、女性専用のスペースを確保しましょう。
- ☆ 女性に対する暴力などを防止するために、パトロールをするなどの警備上の配慮や、注意喚起に努めましょう。
- ☆ 妊婦や育児中の女性等のために女性専用の相談スペースを設けましょう。



① 外出しているときに災害が発生したら ??

● 一斉帰宅の抑制

多くの人が一斉に帰ろうとして道路や歩道が混雑すると、警察・消防などの車両が速やかに現場に到着できず、救助活動に支障をきたします。

また、徒歩帰宅中に余震等で二次被害にあう可能性もあり、災害発生後すぐに帰宅しようとすることは大変危険です。



勤務先や外出先で被災したときは、むやみに移動せず、安全な場所にとどまりましょう。



帰宅するため、駅に殺到する人々

● 一時滞在施設

鉄道がストップすることなどにより、自宅に帰れず滞留してしまう帰宅困難者等を、一時的に受け入れる施設のことです。一時滞在施設では、可能な範囲で、水・食料・プランケットなどの配付、情報提供（鉄道の運行状況など）などの支援を行います。

杉並区内では、地域区民センター7か所、コミュニティふらっと永福、都立杉並高等学校、都立豊多摩高等学校、都立農芸高等学校のほか、民間事業者と協定を締結し、以下の施設を指定しています。

(令和6年(2024年)3月1日時点)

創価学会 杉並文化会館	立正佼成会 大聖堂	松本工業株式会社宮前一丁目ビル
東京土建一般労働組合杉並支部	トヨタモビリティ東京株式会社高井戸店	ワールドメイト
トヨタモビリティ東京株式会社 レクサス浜田山	学校法人文化杉並学園	座・高円寺
杉並学院中学・高等学校	サンワコムシステムエンジニアリング 株式会社	久遠キリスト教会
杉並公会堂	ルートインホテル東京阿佐ヶ谷	明聖高等学校中野キャンパス
トヨタモビリティ東京株式会社 LTG荻窪店	トヨタモビリティ東京株式会社 高井戸インター店	トヨタモビリティ東京株式会社 井荻店
トヨタモビリティ東京株式会社 高井戸北陸橋店	日本基督教団 阿佐ヶ谷教会	株式会社ソレイユ
荻窪タウンセブンビル株式会社	沸心山 西教寺	

● 災害時帰宅支援ステーション

帰宅支援ステーションでは、水・トイレ・テレビ・ラジオからの災害情報の提供を可能な範囲で行います。

コンビニエンスストアやガソリンスタンド、ファミリーレストラン等が指定されています。

災害時帰宅支援ステーションの目印



一時滞在施設、災害時帰宅支援ステーションなどの場所
東京都防災マップで確認できます。☞



① マンションで地震が発生したら ??

● マンションでの在宅避難

マンションは一般的に耐震性に優れ、地震災害に強いといわれています。こうしたマンションの特性から、自宅での生活が可能な限り、住み慣れた自宅で避難生活を送る「在宅避難」をお願いします。

ただし、耐震性に優れたマンションに住んでいれば、誰もが在宅避難が可能なわけではありません。家具の転倒・落下・移動防止の対策、非常備蓄品の準備といった「自助」や、マンション住民同士の助け合い「共助」が結びついて初めて在宅避難が可能になります。「自助」の取り組みは在宅避難のための第一歩です。

また、マンションに在宅避難している場合でも、震災救援所から、食料・情報等の提供を受けることができます。震災救援所の運営にも積極的に協力しましょう。



※在宅避難の方でも震災救援所にて支援物資が受け取れますので、発災後、震災救援所にて避難者登録（受付）をお願いします。

● エレベーターの閉じ込め被害防止

地震や火災における避難の際には、階段の使用が原則です。エレベーター乗車中に地震が発生した場合、エレベーターに閉じ込められてしまう可能性があります。



～エレベーターにいるときに地震が発生したら～

- 行き先階のボタンを全て押し、停止した階で速やかに降りましょう。
- 扉が開いたら足元に注意し、正常な位置で停止していることを必ず確認しましょう。降りた後は、落ち着いて階段で避難しましょう。



～エレベーターに閉じ込められたら～

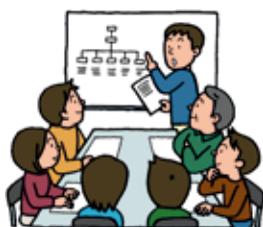
- エレベーター内の非常電話を利用して救助を求めるましょう。発信元を特定する機能がついている非常電話もあるため、携帯電話を使用するよりも、スムーズに救助を行うことができます。
- 扉をこじ開けようとする行為は大変危険です。仮に扉が開いたとしても、自分で脱出することはせず、落ち着いて救助を待ちましょう。



● 居住者同士で助け合う

マンション管理組合などで安否確認、救出などの活動を行う場合は、フロアごとに代表者を設け実施するといいでしょう。（例：各階に代表者を1名設ける）

※災害時要配慮者対策(安否確認等災害時の支援)について [【→ 28ページ参照】](#)



◆今やろう！！ 地震の備え

家庭内の備蓄

- 食料などの救援物資が到着するまでに最低限必要なものは用意しておきましょう。

防災グッズ チェックリスト

用意しておきたいもの

- 飲料水 (1日3ℓ)
- 非常食
- 現金・貴重品
- 懐中電灯
- 応急医薬品
- 常備薬
- ホイッスル
- 携帯ラジオ
- 衣類(下着)
- タオル
- 雨具
- 携帯電話
- ティッシュ、ウェットティッシュ
- ヘルメット・防災ずみん
- 簡易トイレ
- マスク

など

- ❖ 女性は
 - 生理用品
 - 身だしなみ用品
- ❖ 乳幼児やこどもは
 - オムツ
 - 粉ミルク
 - 哺乳瓶
- ❖ 高齢者は
 - 老眼鏡
 - 補聴器
 - 介護用品

あると便利なもの

- カセットコンロ
- なべ・やかん
- 携帯ナイフ
- ライター
- ゴミ袋
- 手袋
- 眼鏡・コンタクトレンズ
- 洗浄液
- 携帯電話の予備バッテリー・充電器
- 防寒着など(季節に応じて)

など

その他あなたが必要と思うものを書き出してみましょう。

-
-
-
-
-

※飲料水、非常食、応急医薬品などは、最低3日分から1週間分を準備しましょう。

※非常食の賞味期限、応急医薬品や電池の使用期限などに注意して、定期的に中身を確認しましょう。

- 日頃利用している食料品や生活必需品を少し多めに購入しておく「日常備蓄(ローリングストック方式)」なら簡単に備蓄ができます。

～必要なものがピンと来ない方は～

東京備蓄ナビで確認できます。3つの質問に答えるだけで、ご家庭に合わせた備蓄品目と必要量のリストが表示されます。<https://www.bichiku.metro.tokyo.lg.jp/>



【参照】東京都総務局、
“防災ブック「東京防災」”，
<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1002147/index.html>



～持ち出し袋を準備する際の注意～

- 自分の家族の状況にあわせて必要なものを選びましょう。
- 非常持ち出し品はコンパクトにまとめて、持ち出しやすい場所に置いて、ときどき点検しましょう。

非常持ち出し品



室内の備え

● なるべく部屋に物を置かない

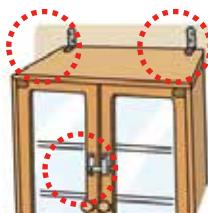
- 寝室には大型家具を置かないようにしましょう。
- ドアや避難経路を塞がないように、部屋の出入り口や廊下には家具類を置かないようにしましょう。

● 火災などの二次災害を防ぐ

- 家具類がストーブに転倒・落下・移動すると、火災などの二次災害を引き起こす危険があります。
- 火災に備え、消火器・火災警報器、地震ブレーカーを備えましょう。

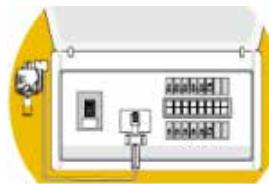
● 家具類の転倒・落下・移動防止対策

- テレビや家具、冷蔵庫の転倒を防止する器具を設置するなど、家具類の転倒・落下・移動防止対策を行いましょう。
- 窓ガラスが割れて飛び散ると危ないので、ガラスに飛散防止フィルムを張りましょう。



～揺れに伴う電気火災防止のため、地震ブレーカーを設置しましょう～

阪神淡路大震災や東日本大震災の際に発生した火災のうち、およそ6割は通電火災を含む電気火災と言われています。通電火災は、大規模な地震などに伴う停電が復旧し、通電が開始される際に発生する電気火災です。地震ブレーカーは、そのような電気火災の防止に非常に効果的です。【→ 27ページ参照】



～防災用品のあっせん～

区では、保存食・非常食、避難・防災用品、地震ブレーカー、家具類転倒防止器具、トイレ・衛生用品、消火器・住宅用火災報知器などの防災用品のあっせんを行っています。

【問合せ先】区役所防災課 ☎(03) 3312-2111 (代表)

耐震化・不燃化

● 建物の耐震化・不燃化のすすめ

住宅など建物の耐震化・不燃化は、そこにお住まいの方の生命を守るだけでなく、倒壊した建物が避難するための道路をふさぐことを防ぐなど、地域全体の安全対策でもあります。

～住宅等の耐震化・不燃化～

地震から生命や財産を守るために、地震や火災に強い建物にすることが重要です。区では、耐震診断・改修工事費用の助成、老朽建築物の除却費や戸建て建替え費などの一部を助成しています。

【問合せ先】区役所市街地整備課 ☎(03) 3312-2111 (代表)

～狭い道路の拡幅整備～

建築基準法第42条第2項道路に面して建築・改築等を行う場合は、区と協議が必要になります。区は、後退用地や隅切り部分の拡幅整備を行っています。

また、後退用地にある門やブロック塀などを撤去していただいた場合、撤去された方にその撤去費用の一部を助成しています。

【問合せ先】区役所狭い道路整備課 ☎(03) 3312-2111 (代表)

～ブロック塀等安全対策～

地震から区民の安全確保するため、区が危険と判断したブロック塀等の撤去費と軽量フェンス等の新設費用の一部を助成しています。

【問合せ先】区役所市街地整備課 ☎(03) 3312-2111 (代表)



地域を守る活動に参加しましょう

大地震による被害は、区内の広範囲に及びうえに、同時多発の火災等が予想されるため、防災関係機関の活動にも限界があります。このような状況では、「自分たちのまちは自分たちで守る」活動こそが重要になります。

● まちを守る消防団

消防団は、普段は生業を持ちながら、火災等の災害が発生した場合には消火や救助・救出活動を行います。また、地震発生時には消防署と連携して消防活動に従事し、地域防災の中核として重要な役割を果たします。

地域の安全を守るために、あなたも消防団員として活躍してみませんか。

～ 消防団に関する問合せ先 ～

- ・杉並消防署 ☎(03) 3393-0119
- ・荻窪消防署 ☎(03) 3395-0119



● まちを守る防災会（防災市民組織）

防災会（防災市民組織）は地域ぐるみで防災活動を行うために、町会・自治会等を母体に結成された自主的な組織です。普段から消火ポンプの操作や避難・応急救護等の各種防災訓練のほか、防災知識の普及啓発活動などを行っています。

「自分たちのまちは自分たちで守る」ために、地域の防災会活動に参加しましょう。

～ 防災会に関する問合せ先 ～

- ・区役所防災課 ☎(03) 3312-2111 (代表)



● 震災救援所訓練

- 区立小中学校等に開設される震災救援所は、避難生活を送る場所となります。また、食料や飲料水の配布や、災害用トイレの設置などが行われます。
※在宅避難の方（自宅等で生活する方）も、震災救援所で物資や情報の提供を受けられます。
- 各震災救援所では、避難者の受付、炊き出し、災害用トイレの設営等の訓練が行われています。

お近くの震災救援所の場所を確認するとともに、ぜひ訓練にもご参加ください。

※訓練日は、区公式ホームページ・広報などで随時お伝えします。



● 杉並区総合震災訓練

〈トイレの設置訓練〉

- 区は災害時に警察・消防・自衛隊といった関係機関と連携して災害対応を実施するため、関係機関との連携訓練を実施します。
- 関係機関による展示なども実施されるので、最新の防災対策について学習することができます。

～ 防災イベントについて ～

区では、訓練の他にも、「防災まちづくりフェア」や、「3.11を忘れない」等のイベントを定期的に開催しています。災害について考え直す機会になりますので、ぜひ参加し、ご家庭または地域の防災対策にお役立てください。

【問合せ先】区役所防災課 ☎(03) 3312-2111 (代表)

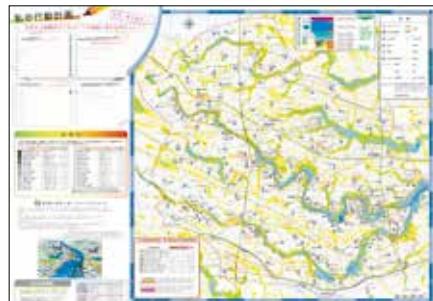
◆今やろう！！ 水害の備え

① 避難所に避難が必要か確認しましょう ~ わが家の水害ハザードマップ ~



● 水害ハザードマップを準備

区は、想定されている最大規模の雨が杉並区全域に降った場合の浸水状況や浸水の深さを示した地図である水害ハザードマップを作成しています。杉並区水害ハザードマップは、区役所土木計画課で配布しているほか、区公式ホームページでもご覧いただけます。



YouTube 杉並区公式チャンネル

水害に備えるため、水害ハザードマップの解説動画を公開しています。

事前の備えや実際の行動について

- ①過去の水害について
- ②タイムラインについて
- ③避難について
- ④入手したい情報について



色の見方や避難について

- ①シミュレーションについて
- ②色の見方について
- ③記載事項について



● 自宅の場所を確認

水害ハザードマップの中から、自宅の場所周辺を確認して、浸水深の色が塗られているか確認しましょう。

1階建てや平屋にお住まいの方は、自宅やその周辺で浸水深の色が塗られている場合、近くの避難所や避難が可能な親戚・知人の家に水平避難（立ち退き避難）することになります。

2階建てやマンションにお住まいの方は、自宅やその周辺で浸水深の色が塗られている場合、2階や上階の共有スペース等に避難することになります。（垂直避難）

自宅やその周辺で浸水深の色が塗られておらず、浸水する恐れのない場合、自宅で身の安全を確保することになります。

垂直避難で上階に移動 水平避難

● わが家の水害ハザードマップ マイ・タイムライン編の作成

マイ・タイムラインとは、区民一人一人がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え、命を守る避難行動をするため、区が作成したお役立ちツールです。

台風等は天気予報である程度予測ができます。予測に基づいた自分自身の行動計画を前もって考えておくことで、いざというときにあわてずに行動できます。家族それぞれの生活状況に合わせた避難行動、「自分の逃げ方」を考えておきましょう。

「いつ」「何をするのか」を時系列にまとめてしまいましょう。

~ わが家の水害ハザードマップ

マイ・タイムライン編 ~



<東京マイ・タイムライン>

都は、日頃より水害からの避難を考えるための材料を一式にまとめた東京マイ・タイムラインを作成しています。

東京マイ・タイムラインは、区役所で配布しているほか、都公式ホームページでもご覧いただけます。



~ 東京マイ・タイムライン ~



● (水平避難の場合) 避難先を確認

水平避難（立ち退き避難）が必要な方は、区が開設する避難所のうち、自宅の近くの避難所がどこにあるのか確認しましょう。また、浸水するおそれがない、避難が可能な親戚・知人の家を探しましょう。



☆水平避難が必要な場合、近くの避難所や避難が可能な親戚・知人の家を確認！！

避難所

親戚宅等

※事前に自宅の近くの避難所等を記入しておきましょう。

浸水被害防止



～高床化工事の助成～

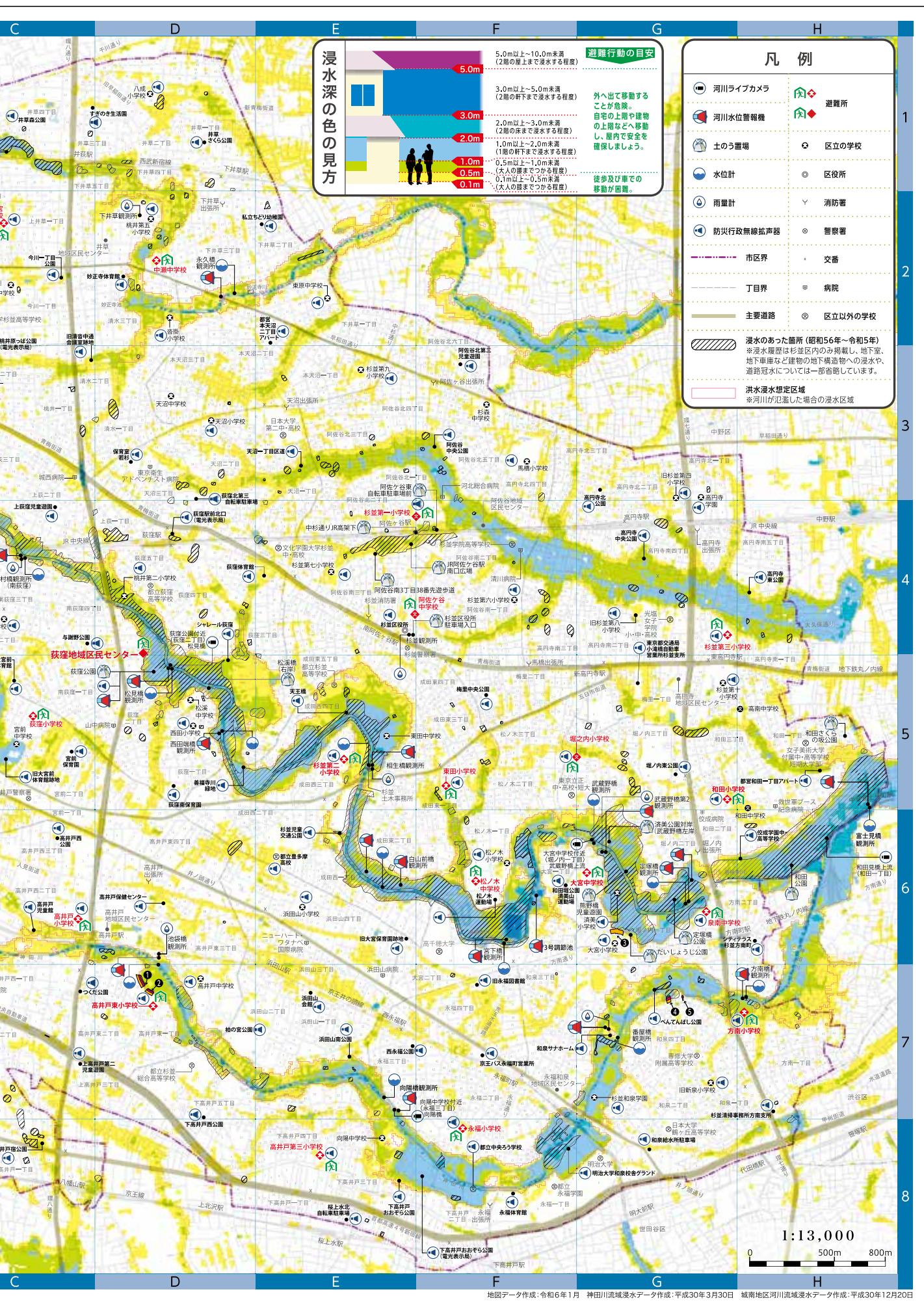
河川の氾濫や地盤の低い地域での床上浸水などの被害が発生するおそれのある地域の方に、区では、家屋の浸水被害の防止または軽減を図るため、住宅などを高床にする工事費用の一部を助成しています。

【問合せ先】区役所土木計画課 ☎(03) 3312-2111 (代表)

～土のうの貸出～

区では、自主的に浸水を防止していただくため、土のうの貸出をしています。保管場所（土木事務所等の資材置き場）まで取りに来ていただき、使用後にご返却ください。

【問合せ先】杉並土木事務所 ☎(03) 3315-4178



◆風水害時の行動

① 大雨警報や洪水警報などの情報に気をつけましょう

- 大雨警報や洪水警報などが発表されたら、気象庁、都、区などから出される情報に気をつけましょう。
☞ 情報収集方法は【→ ページ参照】
- 河川水位情報、河川監視映像を確認しましょう。

東京都水防災総合情報システム



川の防災情報



<警戒レベル>

大雨警報や洪水警報、河川水位情報などの防災情報の意味が直感的に理解でき、それぞれの状況に応じて避難できるよう警戒レベルが設定されています。

なお、メディア等で「警戒レベル〇相当」という報道がありますが、あくまで目安であり、実際の発令は、杉並区が降雨状況等をもとに判断して、みなさまにお知らせします。

警戒レベル	新たな避難情報等	
5 災害発生 又は切迫		きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1
～～<警戒レベル 4 までに必ず避難！>～～		
4 災害の おそれ高い		ひなんしじ 避難指示 ※2
3 災害の おそれあり		こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難 ※3
2 気象状況悪化		大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1 今後気象状況 悪化のおそれ		早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自動的に避難するタイミングです。

【参照】内閣府。

“新たな避難情報に関するポスター・チラシ”，
https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouho_u_guideline/

① 大雨が降ってきたら

- 地下室などではすぐに上階へ避難しましょう。
- 自分の家族だけでなく、隣近所にも目を向けましょう。特に一人暮らしの高齢者などには、普段からの気配りが大切です。
- 避難行動が必要な場合は、下記の行動の準備をしましょう。
 - 垂直避難（屋内安全確保）
2階以上の安全を確保できる高さに移動するなど、屋内に留まる避難行動
 - 水平避難（立ち退き避難）
区が指定する避難所へ移動する避難行動
親戚や友人の家等の安全な場所へ移動する避難行動
- 自主避難をしましょう。
区が避難勧告等を発令していない場合でも、洪水や土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときは、前もって自主避難をしましょう。
区公式ホームページやSNS等で周知する避難所の開設情報を随時確認してください。



水平避難



◆防災マップをつくろう

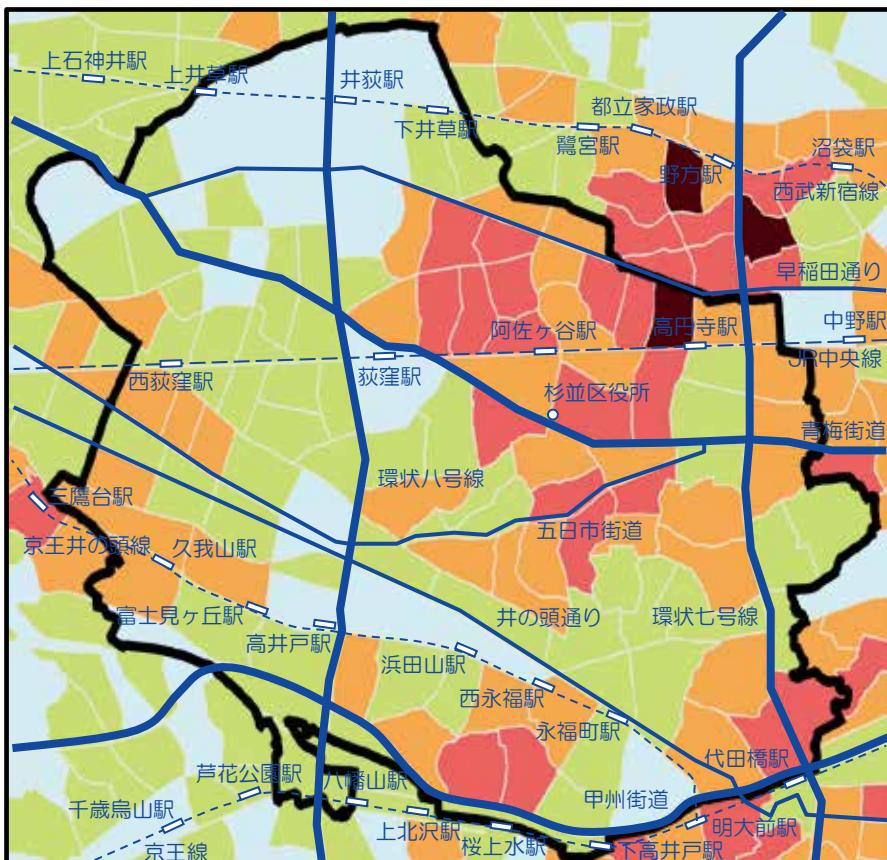
【ステップ1】まちの特徴を確認しよう

まず、自分が住んでいるまちの災害特性を知ることが大切です。

<地震>

☆ 建物倒壊や火災の危険性の確認

都は、町丁目ごとの危険性の度合いを5つのランクに分けて、以下のように評価しています。



建物倒壊や火災の危険性をまとめた杉並区の総合危険度（災害時活動困難度を考慮）

【凡例】

危険度ランク

危険度が高い

5
4
3
2
1

危険度が低い

- 区境界線
- 町丁目界
- 主要道路
- 鉄道路線

【参考】東京都都市整備局“地震に関する地域危険度測定調査（第9回）（令和5年9月公表）”
https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/chousa_6/home.htm#data2

【ステップ2】地図を用意しよう

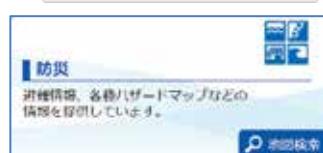
家の近くの避難所・震災救援所、広域避難場所や、消火器などの情報を確認しましょう。

地図の作成は、区で公表している公開型GIS「すぎナビ」を活用しましょう。

～公開型GIS「すぎナビ」にアクセス～



1. 区ホームページにある をクリック



2. 掲載マップ一覧の

をクリック

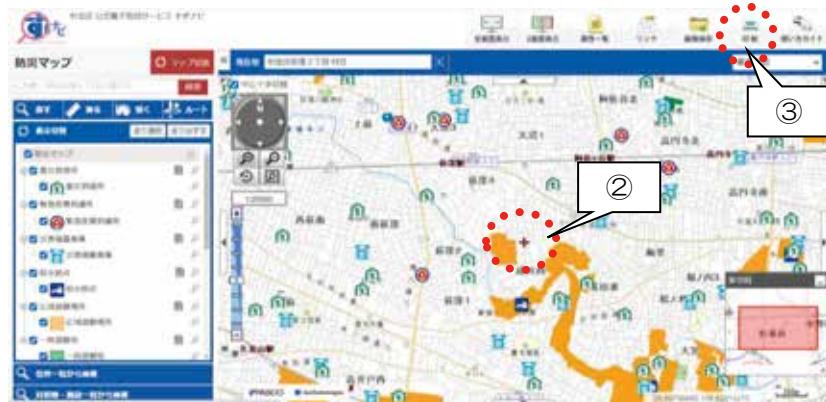
＜地震用 地図＞

- ① 「防災マップ」をクリック



- ② 自宅を地図の中心にする

- ③ 画面右上の「印刷」をクリック



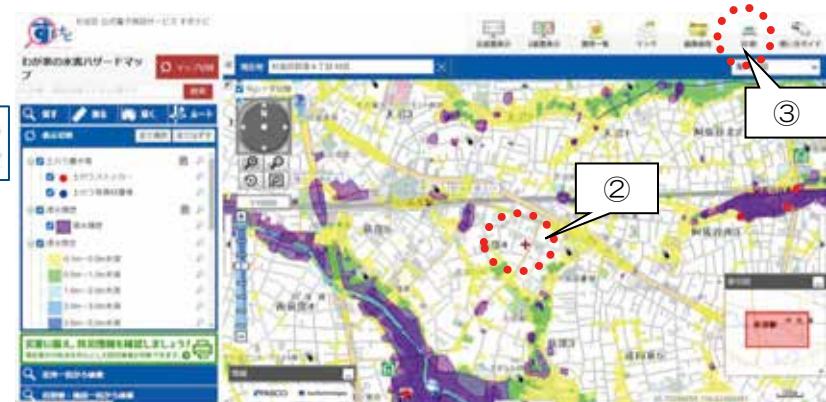
＜風水害用 地図＞

- ① 「わが家の水害ハザードマップ」をクリック



- ② 自宅を地図の中心にする

- ③ 画面右上の「印刷」をクリック

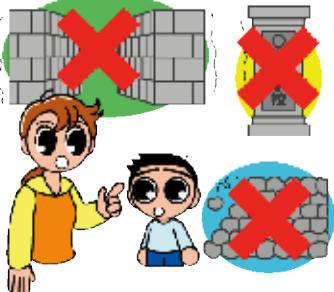
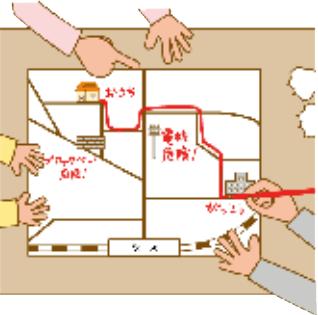


【ステップ3】まちを歩こう

- 家族や地域のみなさんと地図を持って実際にまちを歩いてみましょう。
- 防災の目線でまちを点検しましょう。
- まち歩きの結果について、家族や地域のみなさんで話し合い、地図に情報を記入しましょう。



● まち歩きの結果を地図へ記入（例）

防災の目線	地図への記入（例）
<p>危険な箇所は どこだろうか??</p> 	<p>□道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅が狭い、見通しが悪い ・行き止まり ・急な坂道、階段 など <p>□震災時に危険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古い住宅や建物 ・ブロック塀 など <p>□風水害時に危険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川沿い ・急傾斜地 など <p>□その他気づいた危険箇所</p> <p>危険箇所に 赤ペンでXを 記入する</p>
<p>避難先、主な避難ルートは どこにしよう??</p> 	<p>□避難先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災救援所（震災時） ・広域避難場所（震災時） ・避難所（風水害時） <p>□主な避難ルート</p> <p>避難するときに通ると想定される 主な道路</p> <p>※広い道路が原則</p> <p>※最短ルートの他、う回路も検討</p> <p>主な避難ルートを 緑のペンで 記入する</p> <p>※避難の考え方は、 【→ 8ページ参照】</p>
<p>災害時に役立つものは どこにあるだろうか??</p> 	<p>□防災拠点や資器材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給水拠点 ・初期消火に用いる資器材 (消火器、スタンドパイプなど) <p>□その他気づいたもの</p> <p>消火器の位置を 青ペンで 記入する</p>

3

公助の取組

区の災害対応と防災関係機関等との連携

(1) 区の災害対応

区は、杉並区災害対策本部を設置し、全職員が支援物資の調達、震災救援所の開設、各種被災者支援等の災害対策にあたります。また、災害時に備え、発災後3日間を乗り切れる体制の構築、地域性を考慮した共助の仕組みづくり、感染症対策の推進等、災害対策の強化に取り組んでいます。

～発災後3日間を乗り切れる体制の構築～

大規模地震の発災後、建物倒壊や火災等による道路閉塞や渋滞などにより、一時的に区外からの救援や物流が滞ることが想定されます。区では、そのような状況となっても発災後3日間を乗り切れるよう、東京都の寄託物資や井草防災拠点を活用しながら、食料3日分の区内備蓄を推進しています。

(2) 防災関係機関等との連携

大規模地震時には、区単独での対応には限界があるため、警察・消防などの防災関係機関や、他の地方公共団体の応援職員と連携して災害対策にあたります。また、災害時の活動に関する協定を締結している民間団体等からも協力を得ながら対応します。（支援物資を東京都トラック協会杉並支部・杉並輸送事業協同組合・佐川急便株式会社・ヤマト運輸株式会社の協力のもと輸送）



(3) 他自治体との連携

区は、相互の受援・支援を具体化するため、「自治体スクラム支援会議における災害時の受援・支援計画」を令和3年（2021年）12月に策定しました（右図の9市町村）。また、「自治体スクラム支援会議における災害時相互援助協定」を令和4年（2022年）5月に締結しました。

東日本大震災時には、災害時相互援助協定を締結している自治体とともに、南相馬市の救援・復旧のための様々な支援に取り組みました。

～自治体スクラム支援会議～

国や都道府県が間に入らず、区市町村間で直接支援を行うことで、被災地の立場に立ったきめ細やかで迅速な支援を行うことができます。そのような支援のあり方を推進するため「自治体スクラム支援会議」を立ち上げ、受援・支援の具体策について検討を重ねています。



第12回 自治体スクラム支援会議
(令和4年(2022年)5月20日 in 福島県北塙原村)



安全な都市づくり

区には、狭い道路に囲まれた敷地に老朽化した木造の建物が密集して建っている地域があり、この地域は、火災が発生した場合、避難や消火・救助活動が困難となります。区は、建築物の耐震・不燃化に向けた支援を進めるとともに道路の拡幅整備を進めています。

(1) 不燃化の推進

都と連携を図りながら、「防災都市づくり推進計画」による整備地域のなかで特に重点的・集中的に改善を図る不燃化特区において、老朽建築物の建替え促進、道路の拡幅整備や空地の確保など、地区の不燃領域率の向上を推進します。（※延焼遮断帯：地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路等。）

～防災都市づくり推進計画～

木造住宅密集地域の改善に向けて、震災時の被害拡大防止や震災予防の観点から、主に延焼遮断帯※の形成、安全で良質な市街地の形成などの取組を推進する都の計画です。

(2) 阿佐谷南・高円寺南地区、方南一丁目地区の不燃化の推進

阿佐谷南・高円寺南地区では、平成21年(2009年)に策定した「阿佐谷南・高円寺南地区防災まちづくり計画」に基づき、道路や公園等の整備を進め、震災に強い防災まちづくりの実現を目指します。

杉並第六小学校周辺地区、方南一丁目地区では、不燃化特区の制度を活用し木造住宅密集地域の解消に取り組みます。

阿佐ヶ谷駅北東地区では、「阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくり計画」を策定し、都市計画決定や土地区画整理事業の施行認可などを行いました。



(3) 狹あい道路の拡幅整備

震災時の火災危険度が高い木造住宅密集地域等において、重点整備路線や整備地区を指定し、狭あい道路の拡幅整備を推進します。

(4) 無電柱化の推進

平成29年(2017年)11月に策定した「杉並区無電柱化推進方針」で整備効果の高い路線として選定した杉並保健所前の区道（特別区道第2096-1号路線）、阿佐ヶ谷駅北東地区の土地区画整理事業や都市計画道路・主要生活道路の整備に合わせて無電柱化を進めています。



(5) 建築物の耐震化及び安全対策の促進

杉並区耐震改修促進計画に基づき、地震発生時に塞いではない緊急輸送道路の沿道にある建築物及び住宅などの耐震診断・耐震改修を促進します。

～公園の防災機能の強化～

災害時の一時避難地としての機能を備えた馬橋公園や下高井戸おおぞら公園について、隣接地の取得による公園用地の拡張や、公園予定地の整備に合わせ、防災機能の強化に取り組んでいます。

いずれの公園も、隣接した震災救援所や、すでに広域避難場所の指定を受けたエリアとあわせ、広域避難場所としての指定を目指しています。



感震ブレーカーの設置推進

～ 感震ブレーカーとは ～

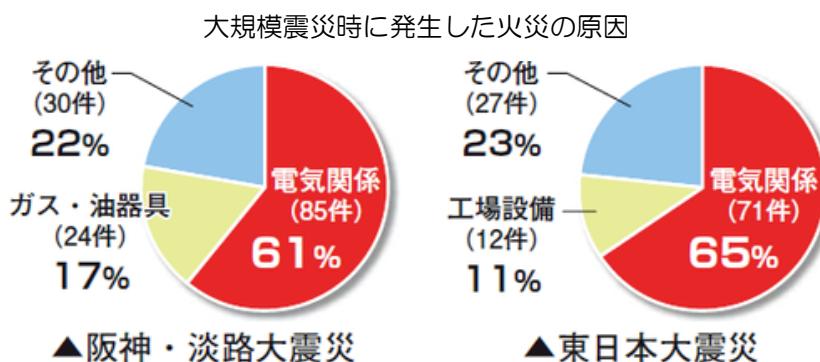
設定した震度以上の地震を感じると自動的にブレーカーを落として電気を止め、出火を防ぐ器具です。大規模地震時に発生する電気火災（電気機器からの出火や、停電が復旧した時に発生する通電火災）の防止に効果があります。

～ 感震ブレーカー設置例 ～



～ 感震ブレーカー設置支援 ～

阪神淡路大震災や東日本大震災の際に発生した火災のうち、およそ6割は電気火災と言われています。区では、電気火災を防止するため、感震ブレーカーの設置を推進しています。



いずれも出火原因が確認されたもの。「『大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会』報告書について（概要）」より作成。

(1) 感震ブレーカーの設置支援事業

区では、区内に居住または家屋を保有する方を対象に感震ブレーカーの設置支援を行っています。区が感震ブレーカー器具購入費を負担するので、対象者は設置費2,000円を自己負担するだけで設置が可能です。また、65歳以上の世帯、災害時に地域の助けを必要とする方がいる世帯、火災の危険度が高い世帯等は、設置費も区が負担し、無料で設置することができます。

（※期間限定の事業です。申請受付期間を過ぎますと終了となります。詳細は、防災課に問合せください。）

(2) 感震ブレーカーのあっせん

区では、防災用品あっせん事業の一環として、感震ブレーカーのあっせんを行っています。

～ 感震ブレーカー設置支援・あっせん ～

【問合せ先】区役所防災課 ☎(03) 3312-2111 (代表)

災害時要配慮者対策

(1) 発災時の支援体制の整備

発災時における災害時要配慮者への対応を迅速に行うため、震災救援所・第二次救援所・福祉救援所の機能強化や連携体制の整備などを進めます。

- 震災救援所運営連絡会による要配慮者支援活動の支援及び連携
- 第二次救援所や福祉救援所及び妊産婦・乳幼児の避難場所の充実
- 高齢者・障害者等に配慮した食料・資器材の備蓄品の充実
- 震災救援所・第二次救援所・福祉救援所などの避難先の振り分け基準の整理
- 在宅避難の支援体制の構築
- 福祉サービス事業者などと震災救援所運営連絡会との連携

～ 第二次救援所、福祉救援所 ～

震災救援所での生活が極めて困難な方のために各地域区民センターに第二次救援所を開設します。

また、特別な支援や介護を必要とする方のために生活園、こども発達センター、済美養護学校などのほか、高齢者・障害者の民間の福祉施設などを福祉救援所として位置付けています。

(2) 平常時からの備え

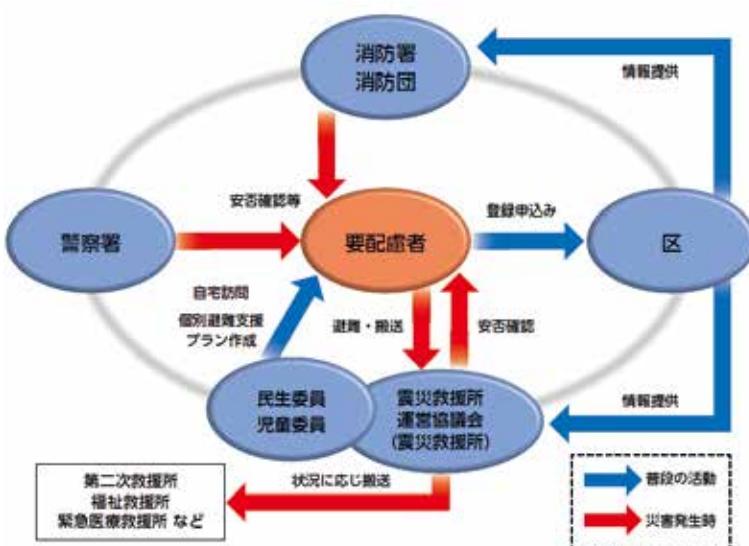
災害時要配慮者の安全を確保するため、防災知識の普及・啓発、震災救援所の運営に関するマニュアルの改善、防災訓練の充実、高齢者や障害者への家具転倒防止器具の取付け助成、在宅人工呼吸器使用者の個別支援計画の作成などを行います。

また、「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」※の拡充・強化を行います。さらに、災害時要配慮者が利用する施設や地下街等のうち、災害を受けるリスクのある洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に立地する施設に対して、避難確保計画の作成や訓練の実施を推進します。



※地域のたすけあいネットワーク（地域の手）

災害時に高齢や障害などにより自力では避難行動や避難生活が困難な方に対し、地域の方々により支援を行っていく仕組みです。支援を希望する区民の方に登録していただき、区が「登録者台帳」を作成します。登録者台帳は、平常時から地域の震災救援所運営連絡会、民生児童委員、警察署、消防署、消防団分団に提供し、安否確認など災害時の支援に役立てます。また、登録者の方を民生児童委員などが訪問して、一人一人について「個別避難支援プラン」を作成するとともに、緊急時に必要な支援内容などの情報を保管するための「救急情報キット」を配布し、災害時に活用します。



区による医療救護活動

(1) 医療救護活動体制

区は、杉並保健所内に「区災害対策本部医療救護部」を設置し、あらかじめ任命している区災害医療コーディネーターから医学的助言を受け、国や都、医師会など関係機関との連絡調整、区内医療機関に関する情報収集、関係機関等への派遣要請などを行います。

(2) 緊急医療救護所の設置

発災直後から超急性期（発災後72時間）までは、災害拠点病院及び災害拠点連携病院等の敷地内に「緊急医療救護所」を設置して、トリアージ及び軽傷者の治療を行い、重症者及び中等症者は、災害拠点病院、災害拠点連携病院等へ受入れを要請します。

～災害拠点病院～

都の指定する、災害時に主に重症者の治療・収容を行う病院です。

～災害拠点連携病院～

都の指定する、災害時に主に中等症者や容態の安定した重症者の治療などを行う病院です。

～緊急医療救護所が開設される病院～

□災害拠点病院

- ・荻窪病院 今川3丁目1番24号
- ・杏林大学医学部付属杉並病院 和田2丁目25番1号

□災害拠点協力病院

- ・救世軍ブース記念病院 和田1丁目40番5号

□災害拠点連携病院

- ・河北総合病院 阿佐谷北1丁目7番3号
- ・東京衛生アドベンチスト病院 天沼3丁目17番3号
- ・城西病院 上荻2丁目42番11号
- ・山中病院 南荻窪1丁目5番15号
- ・清川病院 阿佐谷南2丁目31番12号
- ・浜田山病院 浜田山4丁目1番8号
- ・浴風会病院 高井戸西1丁目12番1号
- ・ニューハート・ワタナベ国際病院 浜田山3丁目19番11号



(3) 医薬品等の確保

緊急医療救護所等への医薬品等の供給や調整のため、杉並保健所内に医薬品調整窓口となる「災害薬事センター」を設置します。

医薬品等医療資器材については、緊急医療救護所を設置する病院に備蓄しています（発災から3日間で必要な量を目安）。また、全震災救援所に救急接骨セット等を配備しています。備蓄医薬品等でも医薬品等が不足する場合は、区との協定に基づき医薬品卸売販売会社から医薬品等を調達したり、都に要請したりすることで調達します。

基本的な考え方

● 「組織は組織で対応する」

発災時には、事業所や学校などは、自らの責任において従業員や児童生徒・来場者等の安否確認や交通情報の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員や児童生徒・来場者等への対応を行います。

事業所の防災対策

○事業継続計画の作成

企業にとっての事業継続計画は、自らの自然災害リスクを把握したり、災害に応じたリスクマネジメントを実施したりすることを目的とするほか、一刻も早く事業活動を再開し、様々な物資やサービス等を提供することで、地域社会の復興につなげるという点においても必要なものです。各事業所での事業継続計画の作成をお願いします。

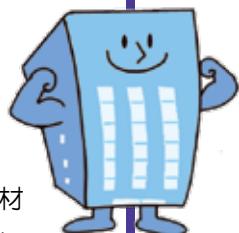
○災害時の対応組織の整備

自衛消防組織の応用などにより、夜間・休日における対応組織も含めて、災害時の対応組織の整備を図りましょう。

○事業所の安全点検

建物の耐震診断や耐震改修、看板等の落下防止、事務機器等の転倒防止、パソコン等の落下防止、振動による機械の移動や荷崩れの防止、避難経路上の障害物の除去等、事業所の特性に応じて必要な対策を実施しましょう。

安心！



○非常用品の備蓄、防災資器材の準備（帰宅困難者対策）

災害時の停電や断水に備え、3日分の飲料水や食料、毛布等の寝具などの必要な防災資器材等を準備しましょう。また、備蓄の10%ルール（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかつた帰宅困難者などのために、10%程度の量を余分に備蓄する）等、自助の部分のみならず、共助の部分の推進を図りましょう。

○家族と従業員の安否確認

家族と従業員の安否確認にあたっては、N T T 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用ブロードバンド伝言板（w e b 171）、各携帯電話事業者による災害用伝言板サービスがあるので、各事業者が従業員等に対する教育を実施し、これらの存在や取扱方法等の周知を図りましょう。

事業所防災対策の推進のために

東京都内のすべての事業所は、東京都震災対策条例に基づき事業所防災計画を作成しなければなりません。この事業所防災計画には、「震災に備えての事前計画」「震災時の活動計画」「施設再開までの復旧計画」を定める必要があります。



【問合せ先】杉並消防署 ☎(03) 3393-0119 (代表) 荻窪消防署 ☎(03) 3395-0119 (代表)

避難者用携帯カード

家族の避難先や連絡方法をメモした避難者用携帯カードを作成し、常に携帯して被災したときに活用できるようにしておきましょう。

キリトリ		
避難者用携帯カード		
住所		
氏名		
生年月日		
性別	血液型	
特記事項（既往症等）		
連絡先		
氏名	連絡先	続柄等
地域の広域避難場所		
キリトリ		

折り線

家族の安否確認

【1】NTT災害用伝言ダイヤル「171」

被災地の方が、自宅の電話番号宛に安否情報（伝言）を音声で録音（登録）し、全国からその音声を再生（確認）することができます。



【2】災害用伝言板サービス

被災地の方が、携帯電話やスマートフォンなどで伝言を文字によって登録します。

登録された伝言は、携帯電話やスマートフォンなどで確認できます。

【参考リンク】

※災害用伝言板の詳細については、運営している携帯電話・PHS各社のページをご覧ください。

◆NTTドコモ

◆KDDI (au)

◆ソフトバンク

◆ワイモバイル

◆楽天モバイル

杉並区の防災対策

～杉並区地域防災計画(令和6年(2024年)修正)の概要～

令和6年(2024年)6月作成

編集・発行：杉並区危機管理室防災課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL (03) 3312-2111 (代表)